青森県立保健大学同窓会会則施行細則

青森県立保健大学同窓会会則に施行細則を設ける。同窓会の運営は会則によるものの ほか、この施行細則による。

(同窓会執行部と部会の関係)

- 第1条 同窓会執行部は、各部会からの代表者2名以上から構成する。ただし、大学院部会からは代表者1名とする。
 - 2. 部会は、学科及び大学院ごとに組織する。
 - 3. 学科卒業生及び大学院修了生とは、同窓会会則第4条に定める正会員及び本細則第3条に定める進正会員とする。

(会員)

第3条 同窓会会則第4条に定める会員には、既卒者すべてを含むものとする。ただし、会 費の未納及び会員未登録の者は、準正会員として取り扱う。

(役員)

- 第4条 同窓会会則第6条に定める役職の選出は、役員間の互選によるものとする。
 - 2. 会を代表する役職は、任期ごとに部会持ち回りを基本とする。
- 3. 役員の役職は、会長1名、副会長2名、事務総括(理事)1名、総務担当(理事)2名、会計担当(理事)2名、監事2名とする。
 - 4. 幹事は各部会で担当する。

(役員の旅費)

- 第5条 役員の会議等に係る旅費については、予算の範囲内でその実費額を支給する。
- 2. 各部会における役員の会議等旅費予算については、部会内予算の範囲内でその実費額を支給する。

(招致教員および講師の旅費)

- 第6条 招致教員および会員講師の旅費の支払いについては、対象の内容を精査しつつ、幅 広い範囲でその実費額を支給する。
 - 2. 講師として招致する外部講師、会員、退官教員等
 - 3. 事業活動に必要な研修会・研究会およびセミナー、交流会など

(予算・会計)

- 第7条 同窓会予算は、管理費と事業費に区分する。
- 2. 管理費は、事務局運営費・維持費および同窓会役員会・総会予算等に充当することができる。
 - 3. 事業費は、各部会予算及び大学同窓会イベント等に充当することができる。
- 4. 管理費および大学同窓会イベントに係る事業費は大学同窓会が管理し、部会に係る事業費は各部会で管理する。
- 5. 部会予算は、同窓会管理費及び同窓会イベント事業費に係る予算を除いた予算から、各部会事業計画に基づき会計年度ごとに配分する。
- 6. 管理費及び事業費は、年度ごとに決算報告し、残額が発生した場合は本部会計に繰り入れる。
- 7. 管理費および各部会事業費は、その状況にあわせ、役員会の決議により、会計間で融通しあうことができる。
 - 8. 日常の会計の取り扱いは、部会ごとで責任を以て取り扱う。
 - 9. 通帳及び印鑑は別々に保管することを原則とする。
- 10. 日常の金銭出し入れ等出納業務は、会計役員および部会会計担当がその責任を負い、随時書類等により確認を行う。
- 11. 小口現金は、事務局および部会とも5000円以下として認める。
- 12. 会計にかかる取り扱いは、別に定める。

(事務局の設置)

- 第8条 同窓会に事務局を置く。
 - 2. 事務局は、大学から部屋を借り受け、これを使用する。
 - 3. 事務局にかかる光熱水費は、大学の補助をうける。

(事務局員)

- 第9条 同窓会は事務局員を雇用することができる。
 - 2. 事務局員の雇用は、同窓会役員の承認により行うことができる。
- 3. 事務局員の雇用形態ならびに賃金は、同窓会役員の承認により双方の契約をもって取り決める。
 - 4. 事務局員の雇用に係る契約手続き等は大学の規定を準用する。

(事務局の補助業務に関すること)

- 第 10 条 事務局員は、執行部及び部会の指示を受け、以下の業務の補助を担う。
 - 1) 会員の名簿の整理及び管理に関すること
 - 2) 各部会の事務作業の補助に関すること
 - 3) 理事会・総会に関すること
 - 4) HP 更新等広報に関すること

- 5) 役員・大学当局・部会との連絡調整に関すること
- 6) 経理に関すること
- 7) その他同窓会運営に付随する業務

(大学と同窓会の関係)

第 11 条 同窓会と大学間には必要に応じて運営協議会を設け、同窓会と大学当局および各 学科は相互に連携・協力し合うものとする。

- 2. 大学当局および顧問は、同窓会運営に関して意見を述べ、または運営に係る相談にのり、その活動に最大限協力する。
- 3. 会員は、部会運営に関して意見を述べ、または運営に係る相談にのり、その活動に協力するものとする。
- 4. 監査には、事業及び会計の透明性の担保の為、大学当局および顧問が関与できることとする。

(その他)

第 12 条 本細則に定めのない事項は、同窓会理事会または三役会の協議によって決めることができるものとする。

- 2. 同窓会細則の改廃は、同窓会理事会の承認または三役会によって必要に応じ随時改廃できるものとする。
- 3. 同窓会細則の改廃は、同窓会 HP 等を通じて会員に周知を図ることとする。
- 4. 理事会とは、会長、副会長、事務総括、総務担当、会計担当、監事が参加する会をいい、監事は意見を述べることはできるが、議決権は持たない。
- 5. 三役会とは、会長、副会長、事務総括による会議を指す。

(附則)

本細則は、平成26年9月26日より施行する。

本細則は、平成29年10月1日より施行する。

本細則は、令和3年10月9日より施行し、令和3年10月1日から適用する。